

市政などへの苦情申し立ては

オンブズパーソンへ

◎オンブズパーソン制度とは

市政などに関する苦情を、公正で中立的な立場のオンブズパーソン(語源はスウェーデン語で、市民に代わって権利を守る人)が迅速に調査し解決する制度です。

必要に応じて、市などに対し、意見、勧告、制度の改善を提言します。

◎苦情申し立ての対象

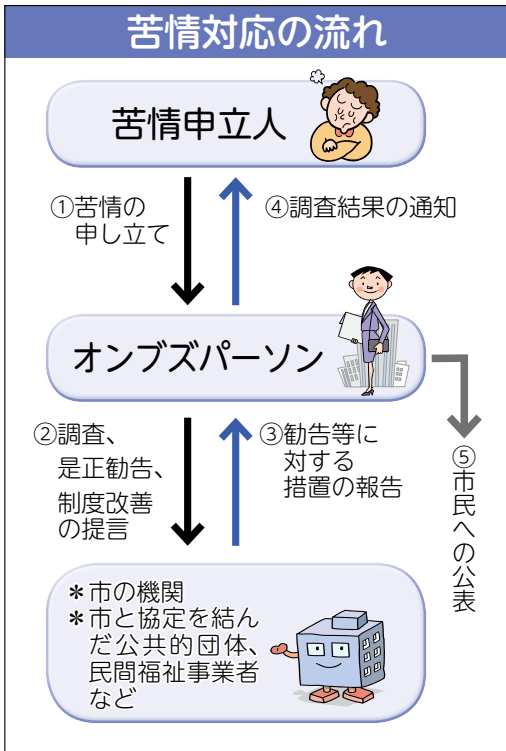
市が行っている業務や職員
の行為に対して、違法、不適当

市と協定を結んだ公共的団体、民間福祉事業者、私立保育園なども対象になります。協定を結んでい

などと感じた場合、自身の利害
に関する事なら、ごなたでも
苦情を申し立てることができ
ます。

ただし、その事実があった日
の翌日から1年を経過したこ
と、裁判などで係争中のことま
たは確定したこと、議会に関す
ることなどを除きます。

⑤市民への公表



る公共的団体などの一覧は、市
ホームページをご覧ください。た
か、オンブズパーソン・市政相
談担当へ問い合わせください。

◎苦情申し立ての方法

苦情申立書(市の施設にある
ほか、市ホームページからダ
ウンロードも可)を、市役所オ
ンブズパーソン・市政相談担
当へ提出してください。郵送
(専用封筒あり)やファックス
545121でも提出できます。

◎調査の結果

調査の結果は、苦情を申し立
てた方に文書で通知します。

また、オンブズパーソンが市
に対して、意見、勧告、提言を
した場合は、その内容と、市が
行った是正などの措置も報告
します。

◎苦情に関する相談はオンブズパーソン相談へ

オンブズパーソンによる相
談(月4回/予約制)を実施し
ています。

相談日は「広報あきしま」の
毎月1日号に掲載しています
(番号は14ページ)。

☆詳しくは、オンブズパー
ソン・市政相談担当へ。

平成30年度交通災害共済(ちよこつと共済)の加入者を募集

ちよこつと共済は、東京都の

全市町村の住民が会費を出し合
い、交通事故で負傷したときに
見舞金を受けられる制度です。

交通災害の程度と見舞金額は
左下の表のとおりです。詳しく
は、2月初旬に全世帯に配布さ
れる申込書をご覧ください。

◇対象 市内に住民登録のある
方

◇コース会費(どちらかを選択)

*Aコース 年額1000円

*Bコース 年額500円

◇加入期間 4月1日〜平成
31年3月31日(年度途中に加
入またはコース変更をした場
合は申し込み日の翌日から有
効)

◇申し込み 申込書と希望コー
スの会費を持って、市役所、東
部出張所、あいぽつく、武蔵
野会館、緑会館、環境コミュ
ニケーションセンター、市内
の金融機関(郵便局を除く)で

※申込書は、各申し込み場所に
あります。

※公費負担による特別加入はあ
りません。

◎見舞金の請求

見舞金の請求には、事故証明
書と診断書が必要です。

◎加入受け付け臨時窓口を開設

◇日時・場所

*2月4日(日)の午前10時〜午
後4時 Ⅱモリタウン東館2階
(昭島駅北口)

*2月20日(火)・21日(水)の午
前9時〜午後4時(正午〜午
後1時を除く) Ⅱ市役所市民
ロビー

☆詳しくは、市民係へ。

▼交通災害の程度と見舞金額

等級	交通災害の程度	Aコース	Bコース
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上 の傷害	34万円	17万円
4等級	入院日数10日以上30日未 満、または、実治療日数30日 以上の傷害	14万円	7万円
5等級	実治療日数10日以上30日未 満の傷害	8万円	4万円
6等級	実治療日数10日未満の傷 害	4万円	2万円